



# 質問に お答えします



**問** 昨年の愛知の労働災害による死亡者数は48人で、過去最少人数になったとのことです。

しかし、掲載されている死亡災害一覧によると、業務上災害と認定された精神疾患や脳心臓疾患による5名が含まれています。精神疾患の1名は30歳台、心疾患の1名も30歳台、脳疾患は3名共に40歳台の働き盛りで、業種も製造、建設、運送業、職名も管理者、技術者、

事務担当等となつており、我社としても他人事とは思えません。改めて、過労死を出さないために過重労働対策、メンタルヘルス対策等の取り組みが大事だと思いますが、この問題をどう考え、どのように取り組めばよいのでしょうか。

企業経営に多大な影響を与えるかねません。

具体的に何をすればよいのですか。

## ●過労死等を出さないために●

- (6) 健診結果に基づく事後措置
- (7) 長時間労働者の医師による面接指導があります。

さらに、昨年12月に施

行されたストレスチェック制度の適正な運用、職場のパワー・ハラスメントの予防・解決、相談体制の整備も必要です。

そして、法令を順守す

るだけでなく、従来の働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた

働き方ができる職場環境

づくりを進めましょう。それには、厚生労働省の策定した「労働時間等見直しガイドライン」が参考になります。

自社の過重労働の状況を点検し、問題点を把握した場合は、その改善をご検討ください。

答 過労死等については近年多発し大きな社会問題となつております。過労死等が本人はもとより、その遺族、家族、社会にとっても大きな損失です。また、違法な長時間労働で労働基準監督署による書類送検や企業の「安全配慮義務違反」等に伴う民事損害賠償の請求が行われる例も見受けられます。企業にとつては多額の金銭的負担だけでなく企業価値の低下を招き、

企業の経営資源として「人・モノ・カネ・情報」が報」が取り上げられます。モノ・カネ・情報が人によつて生み出されるものであることから、人が企

業にとって「最も重要な経営資源」と捉えられています。

しかし、職場において長時間労働などの過重労働が行われると、従業員の心身の健康リスクを上昇させ、最悪の場合には、従業員の心身の健康を害すことがあります。

そのため、過重労働防止対策を人材活用の

問題となつてしまします。このため、過重労働防止対策を人材活用の上で対策を講じていくことが必要です。

- (5) 衛生委員会の設置調査  
(4) 産業医や衛生管理者の選任